

処分年月日	2025年8月12日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する 協会員又は金融商 品仲介業者の名称	SMB C日興証券株式会社
法令等違反行為の 概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会員の元外務員甲は、自身の営業成績が落ち込んだことにより収入が減少したにもかかわらず浪費を続けたため、消費者金融からの借入金の返済が滞るようになるなど、資金繰りに窮するようになった。</p> <p>そこで、甲は、顧客の証券カードを利用して金銭を窃取することを企て、証券カード及びその暗証番号を入手するために、「原則、カードは作らないといけない」などの嘘を交えつつ、顧客に証券カードの再発行を勧めて、再発行を謝絶していた顧客から最終的に同意を得ると、顧客に代わって再発行の申込書に署名のうえ、自身が設定した暗証番号を記入し、顧客から借りた届出印を押印するなどしたうえで再発行の手続きを行った。</p> <p>証券カードが再発行された後、甲は、顧客に対し、「(再発行された)証券カードは不要ですよね。」「私の方で処分しておきます」などと言って、顧客から、再発行された証券カードを不正に入手し、当該証券カードを使用して、顧客の保有有価証券の解約代金を不正に出金し、これを着服した。</p> <p>このようにして、甲は、数十回にわたり、顧客の金銭を着服した。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会員では、再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為を目的とした証券カードの利用停止・再発行を検知するため、証券カードの再発行依頼を受けた際は管理職が再発行理由を顧客に確認することとした。 ・社員間の金銭貸借の実態を把握することで、金銭事情を抱える社員の早期発見、支援/管理を行うことを目的として、全役社員を対象にして、社員間の金銭貸借に係るアンケートを実施した。併せて、異例事項のスピークアップを全役社員に求めた。 ・不正の未然防止/早期発見を目的とした、顧客に対する預かり残高明細及び注意喚起文書の送付について、より実効性を高めるため、対象とすべき顧客の範囲を検討し拡大させた。